

銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）

	改 正 案	現 行
第十九条の三	法第二十一条第二項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号及び第三号ホに掲げる事項を除く。）とする。	法第二十一条第二項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号及び第三号ホに掲げる事項を除く。）とする。
一　（略）	二　銀行及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの	二　銀行及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの
イ　（略）	ロ　直近の三中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）及び一連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）又は直近の五連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	ロ　直近の三中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）及び一連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）又は直近の五連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項
（銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）	（銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）	（銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第三十四条の二十六 法第五十二条の二十九第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号イ、ニ及びホ、第一号並びに第四号ホに掲げる事項を除く。）とする。

一・二（略）

三 銀行持株会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

イ（略）

ロ 直近の三中間連結会計年度及び二連結会計年度又は直近の五連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

2~4
四・五
（略）
（5）|（4）|（1）
（7）|包括利益
（略）

第三十四条の二十六 法第五十二条の二十九第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号イ、ニ及びホ、第一号並びに第四号ホに掲げる事項を除く。）とする。

一・二（略）

三 銀行持株会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

イ（略）

ロ 直近の三中間連結会計年度及び二連結会計年度又は直近の五連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

2~4
四・五
（略）
（4）|（新設）
（6）|（略）